

西宮市特別支援教育審議会委員委嘱の件

下記のとおり、西宮市特別支援教育審議会の委員を委嘱する。

令和元年 7 月 10 日

西宮市教育長 重松司郎

記

- 1 委嘱委員 竹田契一（委員）  
花熊 晓（委員）  
井出 浩（委員）  
松本祐子（委員）  
山之口知佐（委員）  
坂口紳一郎（委員）  
金高玲子（臨時委員）  
栗屋邦子（臨時委員）
- 2 委嘱年月日（委員・臨時委員） 令和元年 7 月 14 日
- 3 委嘱期間（委員） 令和元年 7 月 14 日から令和 3 年 7 月 13 日  
(臨時委員) 令和元年 7 月 14 日から当該特別の事項に関する調査審議の終了まで

(参考 1)

○提案理由

西宮市特別支援教育審議会委員を委嘱するため。

(参考 2)

○西宮市附属機関条例（抜粋）

（委員）

- 第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。  
2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。  
3 委員の任期は、2 年とする。  
4 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4 回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属機関の運営)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(西宮市特別支援教育審議会の特例)

第46条の6 西宮市特別支援教育審議会（以下この条において「審議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。

4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

7 臨時委員を委嘱した場合の審議会及び部会における第3条第5項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。

8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

別表教育委員会の部地方自治法第138条の4第3項の款に次のように加える。

別表

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担任事務	委員総数の上限	構成
教育委員会	地方自治法第138条の4第3項	西宮市特別支援教育審議会	西宮教育における特別支援教育の推進の施策についての必要な事項の調査及び審議	6人	学識経験者 医療関係者 保護者代表 教育関係者

## (参考3)

## ○委嘱する委員一覧

出区分	名 前	職 名
学識経験者	竹田 契一	大阪教育大学名誉教授 大阪医科大学LDセンター顧問 医学博士
	花熊 曜	関西国際大学大学院人間行動学研究科教授
医療関係者	井出 浩	関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科教授 医学博士
保護者代表	松本 祐子	西宮市PTA協議会副会長
	山之口 知佐	西宮市立西宮養護学校PTA会長
教育関係者	坂口 紳一郎	西宮市立甲子園浜小学校長
臨時委員	金高 玲子	元西宮市立西宮養護学校校長
臨時委員	粟屋 邦子	西宮市立浜脇小学校長